

佐久広域連合告示第9号

平成24年佐久広域連合議会第2回定例会を次のとおり招集する。

平成24年6月15日

佐久広域連合

広域連合長 柳 田 清 二

1. 期 日 平成24年6月27日(水) 午後1時30分
2. 場 所 佐久広域連合議場(講堂)

○応招・不応招議員

応招議員（21名）

1番	別府福雄君	2番	柳沢乃ぶ子君
3番	疇地稔君	4番	中澤兵衛君
5番	有坂章君	6番	柳澤重也君
7番	三浦正久君	8番	佐藤悦生君
9番	高橋良衛君	10番	佐藤二三雄君
11番	由井美成君	12番	大村公之助君
13番	中島常夫君	14番	木次孝茂君
15番	今井邦三君	16番	小林武君
17番	大林義博君	18番	荻原宗夫君
19番	内堀恵人君	20番	笹沢武君
22番	箕輪修二君		

不応招議員（1名）

21番	瀧澤壽美雄君
-----	--------

平成24年佐久広域連合議会第2回定例会

平成24年6月27日（水曜日）

議事日程（第2号）

開会宣告

仮議席の指定

諸般の報告

新議員紹介

新代表副広域連合長紹介

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員指名

第 3 会期決定

第 4 常任委員会委員の選任

第 5 議会運営委員会委員の選任及び委員長の互選

（休憩）

第 6 議案上程、連合長招集あいさつ、議案総括説明

議案第20号 専決処分の報告について

議案第21号 佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について

議案第23号 普通消防ポンプ自動車の購入について

議案第24号 林野火災工作車の購入について

議案第25号 平成24年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）について

第 7 一般質問

第 8 議案質疑・討論・採決

第 9 議案委員会付託

（休憩）

第10 付託議案の委員長報告、質疑・討論・採決

第11 閉会宣告

出席議員（21名）

1番	別府福雄君	2番	柳沢乃ぶ子君
3番	疇地稔君	4番	中澤兵衛君
5番	有坂章君	6番	柳澤重也君
7番	三浦正久君	8番	佐藤悦生君
9番	高橋良衛君	10番	佐藤二三雄君
11番	由井美成君	12番	大村公之助君
13番	中島常夫君	14番	木次孝茂君
15番	今井邦三君	16番	小林武君
17番	大林義博君	18番	荻原宗夫君
19番	内堀恵人君	20番	笹沢武君
22番	箕輪修二君		

欠席議員（1名）

21番 瀧澤壽美雄君

## 説明のため出席した者

広域連合長 (佐久市長)	柳 田 清 二 君	代 表 副広域連合長 (小諸市長)	柳 田 剛 彦 君
代 表 副広域連合長 (川上村長代理)	川 上 芳 夫 君	代 表 副広域連合長 (軽井沢町長)	藤 巻 進 君
副広域連合長 (小海町長)	新 井 寿 一 君	副広域連合長 (南牧村長)	菊 池 幸 彦 君
副広域連合長 (南相木村長)	菊 池 毅 彦 君	副広域連合長 (北相木村長)	井 出 玄 明 君
副広域連合長 (佐久穂町長)	佐々木 定 男 君	副広域連合長 (御代田町長)	茂 木 祐 司 君
副広域連合長 (立科町長)	小宮山 和 幸 君	会 計 管 理 者	上 原 健 吾 君
事 務 局 長	笠 原 昭 夫 君	消 防 長	工 藤 博 隆 君
福 祉 課 長	高 地 利 重 君	食 肉 流 通 センター所長	土 屋 克 巳 君
成年後見支援 センター所長	本 田 喜久利 君	勝 間 園 所 長	倉 根 徹 君
清 和 寮 寮 長	徳 野 力 君	消 防 本 部 総 務 課 長	小井土 公 明 君
消 防 本 部 予 防 課 長	丸 山 友 一 君	消 防 本 部 警 防 課 長	岡 部 正 和 君
消 防 本 部 通 信 指 令 課 長	油 井 明 男 君		

## 議会事務局

事 務 局 次 長	上 原 長 男	事 務 局 庶 務 係 長	平 島 郁 勇
-----------	---------	------------------	---------

---

## ◎開会宣告

(午後 1時28分)

○議長(別府福雄君) 皆さん、御苦労さまです。

それでは、開会に先立ちまして、6月8日に御逝去されました故小山 達議員に哀悼の意を表します。ここで、故小山 達議員の御冥福を祈りたいと思います。黙禱をささげます。皆さん、御起立をお願いいたします。

それでは、黙禱。

お直りください。ありがとうございました。御着席ください。

ただいまから、平成24年度佐久広域連合議会第2回定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は21名であります。定足数を超過しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、21番、瀧澤壽美雄君、所用のため、本日の会議に欠席する旨の届け出がなされております。御承知願います。

次に、例月出納検査結果報告書が提出され、お手元に配付してありますので、ごらん願います。

---

## ◎仮議席の指定

○議長(別府福雄君) それでは、続きまして議事進行上、仮議席を指定いたします。

新たに選出されました連合議員の仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

---

## ◎傍聴及び報道許可

○議長(別府福雄君) 本会議、傍聴のため申し込みがございますので、これを許可してあります。

また、報道機関及び広報取材のため申し込みがあり、これを許可してありますので、御承知願います。

---

## ◎諸般の報告

○議長(別府福雄君) 諸般の報告を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、印刷してお手元に配付してありますので、ごらん願うことにして、朗読は省略いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(別府福雄君) 御異議なしと認めます。

よって、朗読は省略いたします。

---

### ◎新議員の紹介

○議長（別府福雄君） 新議員の紹介をいたします。

新議員は、小諸市議会議員、柳沢乃ぶ子君、以上の1名であります。

ここで、新たに連合議員になられた柳沢君からごあいさつを願います。

小諸市議会議員、柳沢乃ぶ子君、登壇願います。

〔2番 柳沢乃ぶ子君登壇〕

○2番（柳沢乃ぶ子君） 私は、小諸市会議員の柳沢乃ぶ子でございます。このたびの小山 達議員の逝去につきまして、その後を引き継ぐという形で私がこの広域議員をさせていただくようになりました。小山議員は大変体格もよく、また偉大な方でもございましたので、私がお後を引き継ぐということは非常に不安な気持ちでいっぱいでございます。

安心、そして安全な暮らしやすい生活の構築のために、私本当に力不足ではございますが、諸先輩の議員の皆様、そしてまた執行部の皆様方のお力添えをいただきながら、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

---

### ◎新代表副広域連合長の紹介

○議長（別府福雄君） 次に、新代表副広域連合長を紹介いたします。

連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

連合長、柳田君。

〔広域連合長 柳田清二君登壇〕

○連合長（柳田清二君） 貴重なお時間をお借りいたしまして、新代表副広域連合長の御紹介を申し上げます。

初めに、北佐久郡の申し合わせによりまして、本年4月1日より、北佐久郡行政連絡協議会長が藤巻 進軽井沢町長にかわりましたので、御紹介を申し上げます。

また、任期満了に伴う小諸市長選挙が4月15日に投開票が行われ、柳田剛彦さんが御当選をされました。まことにめでたうございます。

以上、お二人が佐久広域連合の新たな代表副広域連合長として就任をされましたので、皆様に御紹介を申し上げます。

○議長（別府福雄君） 続いて、新代表副広域連合長からごあいさつを願います。

初めに軽井沢町長、藤巻 進君、登壇願います。

〔代表副広域連合長 藤巻 進君登壇〕

○代表副広域連合長（藤巻 進君） ただいま御紹介をいただきました軽井沢町長の藤巻 進でございます。このたびは、代表副広域連合長ということで拝命をいたしました。連合長を助けて広域連

合の発展のために精いっぱい頑張っておりますので、議員の皆様方には御指導を賜りますようお願いいたします。

○議長（別府福雄君） 続いて、小諸市長、柳田剛彦君、登壇願います。

〔代表副広域連合長 柳田剛彦君登壇〕

○代表副広域連合長（柳田剛彦君） ただいま御紹介をいただきました小諸市長の柳田剛彦でございます。この4月の市長選によりまして小諸市長の重責を担うこととなりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。また、広域連合の代表副広域連合長として佐久圏域の活性化と振興のために皆様とともに、力を尽くしてまいり所存でございますが、何分にもいまだふなれのために皆様の御指導、御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

### ◎日程第1 議席の指定

○議長（別府福雄君） 日程第1 議席の指定を行います。

会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。2番、柳沢乃ぶ子君。  
以上のとおり、指定いたします。

---

### ◎日程第2 会議録署名議員指名

○議長（別府福雄君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、10番、佐藤二三雄君、12番、大村公之助君の2名を指名いたします。

---

### ◎日程第3 会期決定

○議長（別府福雄君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、5月31日及び本日、議会運営委員会が開かれ、御協議願っておりますので、その結果を副委員長から御報告願います。

議会運営副委員長、由井君。

○議会運営副委員長（由井美成君） 議会運営委員会より報告をいたします。

去る5月31日及び本日、佐久広域連合議会第2回定例会の会期及び日程等について、議会運営委員会を開催いたしました。その結果を報告いたします。

定例会に提出されます議案は、専決処分報告1件、条例案1件、事件案3件、予算案1件の計6件であります。一般質問の通告者は1名であります。

また、議事日程及び一般質問発言通告書は、お手元に配付しております。

会期につきましては、皆様方の御協力を得まして、本日1日間といたしたいと思っております。よろし



くお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議結果につきまして、御報告をいたしました。

○議長（別府福雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営副委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思  
います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

#### ◎日程第4 常任委員会委員の選任

○議長（別府福雄君） 日程第4 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

欠員となっております、常任委員会委員の選任につきましては、佐久広域連合議会委員会条例第  
8条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思いますが、これに、御異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

経済建設保健衛生委員会委員に、柳沢乃ぶ子君を指名したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました柳沢君を、経済建設保健衛生委員会委員に選任することに決  
定いたしました。

---

#### ◎日程第5 議会運営委員会委員の選任及び委員長の互選

○議長（別府福雄君） 日程第5 議会運営委員会委員の選任及び委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

欠員となっております、議会運営委員会委員の選任につきましては、佐久広域連合議会委員会条  
例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに、御異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に、柳沢乃ぶ子君を指名したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました柳沢君を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

続いて、議会運営委員会委員長の互選を行います。

議会運営委員会の諸君は、委員会を開き、委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

ここで、議事整理のため、暫時休憩いたします。

（午後 1時45分）

---

○議長（別府福雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時49分）

---

#### ◎委員長互選結果の報告

○議長（別府福雄君） 議会運営委員会委員長の互選の結果について、報告がありましたので申し上げます。

議会運営委員会委員長、柳沢乃ぶ子君。

以上、御報告申し上げます。

---

#### ◎日程第6 議案の上程

○議長（別府福雄君） 日程第6 議案の上程をいたします。

連合長から、専決処分報告1件、条例案1件、事件案3件、予算案1件の計6件が提出されております。

議案第20号から議案第25号までの計6件を一括上程いたします。

次に、連合長から、招集あいさつ並びに議案の総括説明を求めます。

連合長、柳田君。

〔広域連合長 柳田清二君登壇〕

○連合長（柳田清二君） 皆様、大変御苦勞さまでございます。

招集のごあいさつを申し上げます。

本日、平成24年佐久広域連合議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、定刻に御参集をいただきまして、議会が開会できましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

初めに、当佐久広域連合議会議員であられました、故小山 達議員が6月8日によみの国へと旅立たれました。広域連合議員として通算3年4カ月在籍をいただきまして、佐久地域の発展のために大変御尽力をいただいたところでございます。突然の訃報に接し、まことに残念であります。この場をおかりいたしまして、心より御冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

さて、この佐久地方も初夏を迎え、地域の特産であります高原野菜の出荷も本格化してきております。しかしながら、ことしの春先は、異常気象による影響なのか、突風や突然の雷雨等、今までにないような気象状況に見舞われることが多く、農作物への影響が心配されるところであり、今後の天候の安定を願うところであります。

さて、議案の総括説明を申し上げます前に、去る5月24日に別府議会議長より当広域連合の所管する施設において、たび重なる不祥事等が発生したことについて、申し入れをいただきました。当広域連合を預かる最高責任者として、今回、発生をいたしました不祥事はまことに遺憾であり、これらのことを重く受けとめておりまして、職員一人一人が襟を正し、地方公務員として資質の向上、またモラルの向上に努めるべく、改善策を講じてまいりますので、議員の皆様におかれましても、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、最近の社会経済情勢、佐久広域連合の運営状況等について申し上げます。

初めに、最近の社会経済情勢について申し上げます。

急速なデフレの影響により、国内経済の停滞が続く中、内閣府が発表いたしました6月の月例経済報告によりますと、「景気は依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつある」とされています。しかしながら、電力供給の制約、デフレの影響等についても注意が必要であるとされております。早期に今後の国内経済の回復を切に願うところであります。

次に、佐久広域連合の運営状況等について御報告を申し上げます前に、佐久広域連合長として、また佐久市長としての立場から、佐久市が進めております新斎場の整備状況について、御説明をいたします。

佐久市では、かねてより新斎場の整備について、佐久広域全体の利用が可能な施設となるように、交通アクセスにすぐれ、利便性と静粛性が両立した、佐久市長土呂上北原地籍を検討地として、地元の長土呂地区に提案をさせていただいておりました。こうした中、本年3月の長土呂区臨時総会において、斎場建設について条件つきで容認をいただきました。5月25日に斎場整備に関する覚書を長土呂区と締結いたしました。

現在は、隣接の西屋敷区、また同地籍が小諸市と境界を接していることから、柳田小諸市長にも

御理解、御協力を賜りまして、御影区との協議も進めており、平成27年度末の完成をめどに、事業展開を図ってまいります。また、今後は、佐久広域連合とも協議を進めさせていただきますので、構成する10市町村長の皆様方にも御理解と御協力をいただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、次に、佐久広域連合の運営状況等について3点申し上げます。

まず1点目といたしまして、消防業務について申し上げます。

消防業務は、圏域住民の生命・財産を守る上で重要な役割を担っております。本年5月13日に広島県福山市において、ホテル火災が発生いたしました。消防本部では直ちに類似の火災の発生を未然に防止するため、各消防署に対して、ホテル・旅館等の宿泊施設への緊急立入検査を指示し、現在、実施しているところであります。また、消防法・建築基準法等総合的に防火安全対策のさらなる徹底のため、佐久地方事務所建築課職員との合同立入検査を実施いたしました。今後とも継続的に立入検査を実施し、防災対策に取り組んでまいります。

次に、平成23年度の出動状況について申し上げます。

火災出動件数は165件で、前年度に比較をいたしまして51件の増となりました。火災の原因としては、火入れやたき火による土手や休耕地などの枯れ草火災の件数が多いことから、広報等により火の始末に注意を促し、火災予防の推進に努めてまいりたいと考えております。

救急出動件数は9,143件で、前年度に比較をいたしまして380件の増加でありました。増加の要因といたしましては、昨年の猛暑による熱中症や高齢の方々の傷病者の増加が一因と考えられます。佐久広域では、過去最高の件数を記録し、全国的にも増加傾向が見られました。救急業務は、著しい医療の進歩に伴い、より専門的な知識や高度な資機材による救命処置が求められておりますことから、引き続き、救急隊員の資質向上を図り、救命率の向上に努めてまいります。

次に、消防庁舎整備事業について申し上げます。

まず、南部消防署につきましては、関係町村の皆様方の御協力によりまして、新築移転し、去る4月2日に開所式を迎えることができました。北部消防署につきましては、国道141号線の臼田のコスモホール入り口の角地の民有地に新築移転をするものでありまして、平成26年度完成に向け、今年度用地買収、基本設計、実施設計を予定しております。佐久消防署につきましては、現在の佐久市研修センター敷地へ新築移転するものでありまして、平成26年度の完成に向け、今年度基本設計、実施設計に入る予定で事業を進めております。なお、新築移転に合わせて消防本部機能も佐久消防署内に一緒に整備するものであります。また、消防救急無線デジタル化に伴い、消防指令センターとの一元化を図ってまいります。

2点目として、4月1日に開所いたしました成年後見支援センターと障害者相談支援センターの運営状況について御報告申し上げます。

最初に成年後見支援センターにつきましては、成年後見制度を広く知っていただき、多くの皆さ

んに御利用いただくため、制度の内容やセンターを紹介するパンフレットを作成し、4月の年度当初に全世帯に配布したところでございます。この制度に対する相談につきましては、4月が34件、5月が35件でありました。県内の他のセンターの相談件数と比較いたしますと、出足としてはまずまずの状況と考えております。今後も高齢化率の上昇に伴い、制度利用はますます需要が高まってくるものと推測されますことから、積極的に制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、障害者相談支援センターの状況でございますが、障害があっても地域で安心して生活ができるように、各種障害に対応したコーディネーターが責任を持って相談支援を行っておりまして、相談延べ件数は4月が451件、5月が504件でありました。今後も引き続き、県の支援事業とも連携して、障害者の皆さんへの相談支援を実施するとともに、地域住民福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

3点目といたしまして、食肉流通センターの状況について申し上げます。

平成23年度の事業実績でございますが、処理頭数は小動物換算で4万5,043頭、前年対比5%減でございました。この主たる原因は、豚の処理頭数の確保が困難であったことが挙げられます。また、景気の回復を望みながら、処理頭数の確保に努めなければならない時期に、信州ハム株式会社の食肉加工工場「協同組合信州ミートパッカー」による牛肉の不適正表示が3月に表面化し、4月に入り、司法の立場から警察の強制捜査が行われ、現在も捜査中であります。当センターでは、利用者、関係者の皆様の御協力をいただき、事業をさせていただいておりますが、4月、5月の処理頭数は小動物換算において、前年対比1,436頭、19.7%の減となり、大変厳しい運営状況となっております。今後につきましては、警察の捜査状況を見守りながら、事業のあり方を検討し、対応してまいる所存でございます。

次に、牛肉の放射能検査の状況でございますが、平成23年度は1,725頭実施され、すべて不検出でございました。なお、平成24年4月1日からは、放射能検査の基準が暫定基準の500ベクレルから100ベクレルに改められ、牛肉につきましては、9月までの半年間経過措置がありますが、長野県では、消費者の立場を配慮して、検査機器の対応ができた6月1日より新基準での対応が行われます。

また、今後、信州ミートパッカーの牛肉不適正表示に関する詳細な内容及び状況等に対しまして、新たな情報等がわかり次第、皆様に御報告を申し上げたいと考えております。

それでは、引き続きまして、議案の総括説明を申し上げます。

本日、定例会に提案いたしました議案は、専決処分報告1件、条例案1件、事件案3件、予算案1件、合わせて6件であります。

初めに専決処分報告について申し上げます。

これは、平成23年度の一般会計と5特別会計を専決処分したことについて、議会に報告し、承認をお願いするものであります。一般会計と5特別会計の専決処分による補正予算額は

1, 167万4, 000円を減額し、総額を42億6, 429万9, 000円とするものであります。

以上の平成23年度一般会計と5特別会計の補正予算については、本年3月30日付で専決処分したものであります。

続きまして、条例案について申し上げます。

これは、危険物の規制に関する政令の一部改正により、当佐久広域連合の火災予防条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

次に、事件案3件について申し上げます。

1件目として、佐久消防署に配備する水槽付消防ポンプ自動車の購入について、2件目として、川西消防署に配備する普通消防ポンプ自動車の購入について、3件目として、南部消防署に配備する林野火災工作車の購入について、それぞれ3件の消防車両の購入に伴い、物品売買契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、補正予算（案）について申し上げます。

一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ955万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1, 255万円とするものでございます。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては、事務局長、並びに消防長より説明をさせますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。総括説明とさせていただきたいと思っております。

---

### ◎議案第20号の説明

○議長（別府福雄君） 次に、議案第20号 専決処分の報告について、説明を求めます。

事務局長、笠原君。

[事務局長 笠原昭夫君登壇]

○事務局長（笠原昭夫君） 議案第20号 専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。

本報告は、平成23年度佐久広域連合一般会計及び5特別会計の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、3月30日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとして申し上げます。

いずれの会計も歳入の確定、また事業費確定等に伴い、清算的意味合いの補正予算であり、平成23年度の最終補正予算でございます。

なお、一般会計及び消防特別会計の主な財源は、組織市町村からの分担金でございますので、年度末の市町村分担金の最終調整につきましては、一たん財政調整基金に積み立てをし、翌年度で市町村分担金との清算を行うものとするものでございます。

それでは、各会計ごとに補正予算の御説明を申し上げます。

初めに、平成23年度佐久広域連合一般会計補正予算（第5号）につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,463万1,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明を申し上げます。

初めに、4ページからの歳入について申し上げます。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生使用料の補正額136万3,000円の増額は、火葬場使用料及び霊柩車使用料の確定によるものでございます。

次に、款3県支出金、項1県補助金、目1総務費県補助金における76万1,000円の減額は、広域観光プロモーションDVDの制作等に係る地域発元気づくり支援金の確定によるものであり、目2民生費補助金8万8,000円の減額は、成年後見相談支援センター設置に当たり、その準備経費に伴う地域支え合い体制づくり補助金が確定したことによる減額、次の款6諸収入、項1雑入、目1雑入48万2,000円の増額は、保険事務手数料を初めとした広報広告掲載手数料等の確定によるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6ページから記載のございます歳出について申し上げます。

款1の議会費から款5教育費まで、いずれの款も事業費の確定に伴う清算的補正でございます。この中で、10ページをごらんいただきたいと存じます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節25積立金2,289万5,000円は、歳入歳出の不用額を年度間調整のため、一たん財政調整基金に積み立て、9月の決算時において、改めて基金から繰り入れをし、翌年度の市町村分担金との清算を行うためのものでございます。

次に10ページ、目2企画費では、227万7,000円の減額をし、補正後の額を1,152万8,000円とするものであり、8節報償費の講師謝礼、9節旅費等の確定により減額を行うものでございます。

次に、13ページ下段でございます。

13ページ下段の款3民生費、項1社会福祉費、目1介護認定審査会費では、既定予算7,527万6,000円に対し、このたび955万円を減額し、補正後の額を6,572万6,000円とするものでございます。

14ページをお開きください。

説明欄に記載がございますとおり、節1報酬の介護認定審査会委員報酬を初め、15ページに記載の節13委託料における要介護認定支援システムの保守管理委託による新システムの導入に伴う、

その入札差金等、それぞれの事業費の確定によるものでございます。

次に、目2障害程度区分認定審査会費につきましては、審査委員報酬ほか同じく事業確定に伴う減額でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

目4成年後見支援センター運営費では、既定予算に対し、このたび10万1,000円を減額し、補正後の額を813万5,000円とするものであり、成年後見支援センターにおける開所準備経費等の確定に伴い、給与費ほか運営費の減額をするものでございます。

ページをおめくりいただき、18ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目2火葬場費では、既定予算に対し、281万9,000円の減額をし、補正後の額を8,323万3,000円とするものであり、節11需用費における修繕料を初め、節13委託料の霊柩業務委託料、また19ページの節16原材料費等の確定により減額をするものでございます。

続きまして、目4食肉流通センター会計繰出金309万1,000円は、事業費確定により減額するものでございます。

次に、款5教育費、項1社会教育費、目1視聴覚ライブラリー費では、既定予算477万6,000円に対し、このたび28万2,000円の減額をし、補正後の額を449万4,000円とするものです。

20ページ、説明欄に記載がございますとおり、節8報償費の講師謝礼ほか、節13委託料における教材の運搬委託料等の運営費が確定したことによる減額でございます。

一般会計補正予算（第5号）の説明は、以上でございます。

次に、平成23年度佐久広域消防特別会計補正予算（第6号）につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,511万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款1分担金及び負担金、項2負担金、目1消防行政分担金における174万3,000円の増額は、県消防学校への職員派遣に伴う2名分の給与費分が交付されたことによる増額、款2使用料及び手数料、項1手数料、目1消防手数料では、既定予算229万円に対し、このたび13万9,000円の増額をし、補正後の額を242万9,000円とするものでございます。危険物等許可手数料、あるいは火薬類等許可手数料等の収納確定による増額。

次に、款7諸収入、項1雑入、目1雑入では、既定予算に対し、76万5,000円を追加し、



補正後の額を282万6,000円とするものであり、上田地域広域連合との救急業務応援協定に基づく経費、また、各消防署に設置してございます自動販売機取扱手数料等の増額に伴うものでございます。

続きまして、6ページから28ページまでの歳出の説明に移らせていただきます。

款1消防本部費、また款2の消防署費における小諸消防署費ほか6消防署費につきましては、いずれも人件費、事業費、運営費等の確定に伴う清算的補正によるものでございます。

6ページの款1消防本部費、項1消防本部費、目1常備消防費では、既定予算に対し、このたび1,830万5,000円の増額をし、補正後の額を3億9,046万円とするものであり、主な支出といたしましては、8ページに記載の節25積立金2,243万1,000円であり、一般会計と同様、歳入歳出各款の不用額を年度間調整のため、一たん財政調整基金に積み立て、9月の決算時に翌年度の市町村分担金との清算を行うものでございます。

10ページをお願いいたします。

下段から記載のございます款2消防署費、項1小諸消防署費から、28ページの項7御代田消防署費までの減額の理由は、職員給与費を初めとした燃料費、あるいは修繕料等の確定によるものでございます。

広域消防特別会計補正予算（第6号）につきましては、以上でございます。

次に、平成23年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）の説明に移らせていただきます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ857万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,494万1,000円とするものであり、この特別会計は、養護老人ホーム勝間園によるものでございます。

内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金では、既定予算に対し、このたび98万2,000円を減額し、補正後の額を1億7,210万2,000円とするものでございます。措置費負担金・市町村負担金の確定により減額をするものでございます。

次に、款2サービス収入、項1介護給付費収入、目1居宅介護サービス費収入における109万1,000円及び目2居宅介護サービス計画費収入2万5,000円は、訪問介護費、居宅介護サービス計画費収入の確定による増額、次に、5ページ、項2自己負担金収入、目1居宅介護サービス自己負担金収入42万2,000円の増額は、訪問介護費自己負担金収入の確定による増額でございます。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 民生費県補助金10万3,000円は、産休等により休暇を必要とする職員がいなかったことによる社会福祉施設代替職員雇用事業補助金の減額。

6ページ、款6 繰入金、項1 繰入金、目1 基金繰入金915万8,000円の減額は、組み戻しによる財政調整基金の減額によるものでございます。

次に、款8 諸収入、項1 受託事業収入、目1 受託事業収入は、要介護認定調査の受託事業がなかったことによる減額、項2 雑入、目1 雑入13万2,000円は、不在者投票事務手数料、並びに自動販売機取扱手数料等の確定による増額でございます。

続きまして、歳出につきまして申し上げます。

7ページをお願いいたします。

款1 民生費、項1 社会福祉施設費、目1 総務費では、既定予算に対し、このたび233万7,000円の減額をし、補正後の額を1億133万5,000円とするものであり、養護老人ホーム職員の給与費を初め、一般管理費の確定に伴う減額でございます。

9ページをお願いいたします。

目2 施設費309万3,000円の減額から、11ページの目3 訪問介護事業費221万6,000円の減額、12ページの目4 居宅支援事業費12万円の減額まで、それぞれ事業費及び運営費の確定に伴う減額でございます。

以上で、勝間園に係る養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

次に、平成23年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ978万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,122万円とするものでございます。この会計は、勝間園・美ノ輪荘・豊昇園・塩名田苑、以上4施設における特別養護老人ホームにおける特別会計でございます。

内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により順次申し上げます。

4ページをお願いいたします。

最初に歳入より申し上げます。

款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス費収入では、既定予算に対し、このたび1,648万2,000円の増額を行い、補正後の額を7億3,891万9,000円とするものでございます。勝間園ほか3施設の介護サービス費収入及び処遇改善交付金の確定により、増額をいたしました。

次に、目2 居宅介護サービス費収入では、595万3,000円の増額をし、補正後の額を5,383万6,000円とするものであり、短期入所生活介護費収入及び処遇改善交付金の確定

による増額、5ページの項2自己負担金収入、目1施設介護サービス費自己負担金収入では、既定予算に対し、302万9,000円を増額し、補正後の額を1億2,699万9,000円とするものであり、また、6ページの目2居宅介護サービス自己負担金収入415万2,000円増額につきましても、それぞれ事業確定による増額でございます。

次の項3市町村助成費収入、目1市町村助成費収入1万5,000円では、利用者負担軽減制度に係る市町村助成費収入の増によるものでございます。

款3寄附金は確定による減額、7ページ、款4繰入金、項1繰入金、目2基金繰入金では、既定予算に対し、このたび2,017万6,000円の減額を行い、補正後の額をゼロ円とするものでございます。事業費確定に伴う財政調整基金繰入金の組み戻しによる減額でございます。

次に、款6諸収入、項1受託事業収入、目1受託事業収入8,000円の減額は、要介護認定調査における受託事業の確定による減額、8ページ、項2雑入、目1雑入における33万8,000円増額は、勝間園ほか3施設における職員の食費ほか利用者預かり金管理費、実習生食費等の増額によるものでございます。

続きまして、歳出についての説明に移らせていただきます。

11ページをお願いいたします。

款1民生費、項1勝間園社会福祉施設費、目1施設介護サービス事業費では、既定予算に対し、664万8,000円増額を行い、補正後の額を2億9,331万8,000円とするものであり、職員給与費を初め、燃料費や給食調理業務委託料等、施設運営費の確定に伴うものでございます。

なお、確定に伴う不用額及び歳入での増額を今後の財政需要に備えて、14ページの節25積立金に財政調整基金として1,408万7,000円を積み立てるものでございます。これによりまして、今年度の財政調整基金の積立額は、4,436万円となりました。

次に、14ページをお願いいたします。

項2美ノ輪荘社会福祉施設費、目1施設介護サービス事業費189万2,000円の減額は、勝間園同様、給与費及び給食調理業務委託料等、施設運営費の確定によるものであり、勝間園と同様に、事業費の確定による不用額及び歳入における増額を18ページの節25積立金に財政調整基金として606万1,000円を積み立てるものでございます。これによりまして、今年度の財政調整基金の積立額は、611万円となったものでございます。

次に、18ページの項3豊昇園社会福祉施設費、目1施設介護サービス事業費277万1,000円の減額は、前施設と同様、給与費及び燃料費や給食調理業務委託料等、施設運営費の確定によるものでございます。豊昇園につきましても、事業費の確定による不用額及び歳入における増額を22ページの節25積立金に財政調整基金として1,124万4,000円を積み立て、これにより今年度の財政調整基金の積立額は、1,134万円となったものでございます。

次に、項4 塩名田苑社会福祉施設費、目1 施設介護サービス事業費779万7,000円の増額は、給与費及び施設運営費の確定に伴う不用額及び歳入における増額を25ページの節25 積立金に財政調整基金として1,963万2,000円を積み立てるものでございます。これによりまして財政調整基金の積立額は、2,743万円となりました。

続きまして、平成23年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,245万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億805万9,000円とするものでございます。この会計は、生活保護法に基づく救護施設清和寮の特別会計でございます。

内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 民生費負担金468万8,000円は、節区分のとおり、事業費、保護費に係る県・市負担金と自己負担金それぞれの確定に伴う増額、次に、款3 県支出金、項1 県補助金、目1 民生費県補助金8万8,000円の減額は、清和寮の一般職員を除く介護職員等が産休等の事由により代替職員が必要となった際の社会福祉施設代替職員雇用事業補助金ですが、23年度は対象者がいなかったことから、減額とするものでございます。

次の款4 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金は確定による減額、5ページの款6 繰入金、項1 繰入金、目1 基金繰入金1,721万7,000円は、組み戻しによる減額でございます。

款8 諸収入、項1 雑入、目1 雑入16万6,000円の増額は、職員食費等の増額によるものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

6ページをお願いいたします。

款1 民生費、項1 社会福祉施設費、目1 総務費における362万8,000円の減額は、職員給与費、施設一般管理費の確定によるものであり、8ページ説明欄の節25 積立金149万1,000円は、歳入及び歳出の事業の確定に伴い、一たん財政調整基金へ積み立てることによる増額、また、目2 施設費882万4,000円の減額は、施設運営費の確定によるものでございます。

救護施設特別会計につきましては、以上でございます。

最後に、平成23年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第5号）につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本案は、既定予算の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ407万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,033万5,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生使用料20万4,000円の減額は、処理頭数の確定に伴いセンター使用料等の増減による減額、款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金309万1,000円は、センター使用料等及び運営事業費の確定による減額、5ページ、款5諸収入、項1雑入、目1雑入4,000円は、電柱等敷地貸付料の確定による増額でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、6ページ、歳出について御説明申し上げます。

款1衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生費407万1,000円は、給与費ほか運営事業費の確定に伴う減額でございます。

以上、平成23年度の一般会計及び5特別会計の専決処分内容につきまして、概要を御説明申し上げますが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

---

### ◎議案第21号の説明

○議長（別府福雄君） 次に、議案第21号 佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、説明を求めます。

消防長、工藤君。

〔消防長 工藤博隆君登壇〕

○消防長（工藤博隆君） 議案第21号 佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、このたび国において危険物の規制に関する政令の一部改正が行われたことに伴い、佐久広域連合火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物、これが危険物の品目に追加されたことにより、指定数量の5分の1以上、指定数量未満の危険物を貯蔵または取り扱う場合の技術上の基準、並びに位置、構造、設備の技術上の基準について、経過措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

資料1としまして、議案つづりの最後に新旧対照表を添付いたしました。

なお、この条例は、平成24年7月1日から施行しようとするものでございます。

以上、概要を申し上げますが、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

◎議案第 22 号

○議長（別府福雄君） 次に、議案第 22 号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について、説明を求めます。

消防長、工藤君。

〔消防長 工藤博隆君登壇〕

○消防長（工藤博隆君） 議案第 22 号 水槽付消防ポンプ自動車の購入につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、佐久消防署に配備いたします水槽付消防ポンプ自動車の購入に伴い、契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

この水槽付消防ポンプ自動車購入につきましては、平成 24 年 5 月 29 日、11 社により指名競争入札の結果、4,798 万 5,000 円で、長野市大字北尾張部 109 番地、朝陽産業株式会社代表取締役 鶴野義光氏に決定をいたしました。

納入期限は、平成 25 年 2 月 28 日まででございます。

現有の水槽付消防ポンプ自動車は、平成 7 年に導入されたものでございまして、17 年が経過し、エンジン性能等が低下していることから、更新を図り、火災における迅速な消火活動により圏域住民の生命・財産の保護と、被害の軽減を図ろうとするものでございます。

なお、物品売買仮契約書を議案書 10 ページに添付させていただきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、概要につきまして、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

---

◎議案第 23 号

○議長（別府福雄君） 次に、議案第 23 号 普通消防ポンプ自動車の購入について、説明を求めます。

消防長、工藤君。

〔消防長 工藤博隆君登壇〕

○消防長（工藤博隆君） 議案第 23 号 普通消防ポンプ自動車の購入につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、川西消防署に配備いたします普通消防ポンプ自動車の購入に伴い、契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

この普通消防ポンプ自動車購入につきましては、平成 24 年 5 月 29 日、11 社による指名競争入札の結果、4,588 万 5,000 円で、長野市アークス 2 番 8 号、株式会社コウサカ代表取締役

役 高坂昭光氏に決定をいたしました。

納入期限は、平成25年1月20日まででございます。

現有の普通消防ポンプ自動車は、平成3年に導入されたものでありまして、21年が経過し、エンジン性能等が低下していることから、更新を図り、火災における迅速な消火活動により圏域住民の生命・財産の保護と、被害の軽減を図ろうとするものでございます。

なお、物品売買仮契約書を議案書13ページに添付させていただきましたので、ごらんいただきたいと思えます。

以上、概要につきまして、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第24号

○議長（別府福雄君） 次に、議案第24号 林野火災工作車の購入について、説明を求めます。

消防長、工藤君。

〔消防長 工藤博隆君登壇〕

○消防長（工藤博隆君） 議案第24号 林野火災工作車の購入につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、南部消防署に配備いたします林野火災工作車の購入に伴い、契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

この林野火災工作車購入につきましては、平成24年5月29日、11社による指名競争入札の結果、2,446万5,000円で、小諸市加増3丁目1番10号、長野消防設備株式会社代表取締役 宮谷 昇氏に決定をいたしました。

納入期限は、平成25年1月31日まででございます。

現有の林野火災工作車は、平成7年に導入されたものでありまして、17年が経過し、エンジン性能等が低下していることから、更新を図り、迅速な救助活動により林野火災や各種災害事象から、圏域住民の生命・財産の保護を図ろうとするものでございます。

なお、物品売買仮契約書を議案書16ページに添付させていただきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、概要につきまして、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第25号

○議長（別府福雄君） 次に、議案第25号 平成24年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）について、説明を求めます。

事務局長、笠原君。

[事務局長 笠原昭夫君登壇]

○事務局長（笠原昭夫君） 続きまして、議案第25号 平成24年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ955万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,255万円とするものでございます。

主な内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により、その内容を申し上げます。

初めに4ページの歳入について申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1広域行政分担金50万円の増額は、事業運営に当たり組織市町村から御負担をいただく分担金でございます。

説明欄に各市町村別の分担金を記載してございます。また、詳細につきましては、6ページに整理してございますので、後ほどごらんをいただきたいと存じます。

次に、款3県支出金、項1県補助金、目1総務費県補助金では、905万円の増額補正を行うものであり、失業者等の緊急雇用を創出するとともに、観光分野における情報発信、観光PRを図る事業費として緊急雇用創出事業補助金の歳入を見込むものでございます。

続きまして、5ページの歳出の説明に移らせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目2企画費では、既定予算に対し、このたび905万円の増額を行い、補正後の額を2,324万3,000円とするものでございます。

歳入でも申し上げましたが、国の緊急雇用創出事業を利用するもので、補助率10分の10の補助を受けて事業実施をいたします。事業内容でございますが、佐久地域の魅力発信事業として、地域の観光情報を初め、地域の各所の情報発信のため、ラジオ番組を立ち上げ、佐久地域のさまざまな観光資源、地域のイベント情報をラジオを媒体として紹介することで、佐久地域への誘客と観光等の振興を図るもので、レポーター、あるいはパーソナリティーを新たに雇用し、番組を開始するもので、その事業費を計上したものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目4障害者相談支援センター運営費では、既定予算に対し、このたび50万円の増額補正をし、補正後の額を2,927万4,000円とするものでございます。

本年4月1日に野沢会館1階に障害者相談支援センターが開所いたしましたが、その支援センター入り口ドアの改修工事費として50万円の増額補正をお願いするものでございます。センター改修に当たりましては、既設の会議室を利用し、相談支援センターとして利用しています。しかし、現在使用中の障害者相談支援センター入り口ドアは、開き戸方式となっており、障害者等の皆様に



は、大変使いづらい構造であることから、入り口ドアをスライド方式に改良するための工事費を予算化するものでございます。

以上、概要を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願いいたします。

---

### ◎日程第7 一般質問

○議長（別府福雄君） 日程第7 一般質問を行います。

一般質問の発言者は、7番、三浦正久君1名であります。

なお、質問は時間制限の中で行っておりますので、質問者も、答弁者も要旨を要約し円滑な議事進行について、御協力をお願いいたします。

三浦正久君の質問を許します。

7番、三浦君。

〔7番 三浦正久君登壇〕

○7番（三浦正久君） 7番議員の三浦正久でございます。

大きく2点、質問をいたします。

1点目は、有害鳥獣対策について。

2点目は、不祥事多発に対する対応についてであります。

まず、有害鳥獣対策についてお伺いします。

有害鳥獣被害は、全国で拡大しており、特に長野県においては中山間地の農地も多く、農業被害は甚大なものがあります。有害鳥獣は市町村の枠を超え、地域全体の大きな課題となっております。佐久広域連合においても平成22年度より広域連合での課題としてとらえ、平成23年度からの広域計画の中で広域的課題の調査・研究に関することの中で、広域的な野生鳥獣被害対策に関することと位置づけ、関係機関の円滑な連携を研究していくとされております。

以上のことから、これまでの佐久広域連合としての対応について、また、有害鳥獣対策として、今後どのような対応を図っていくかお伺いいたします。

2点目として、この1年半に多発している不祥事についてお伺いします。

公務員、準公務員の不祥事は最近の新聞、ニュースでも頻繁に取り上げられております。佐久広域連合におきましても、不祥事が多発しており、この1年半で4件発生しております。一つ目が消防署職員による窃盗事件、二つ目が介護施設における人権差別事件、三つ目が同じく介護施設でのもちによる誤嚥事故、四つ目が救護施設での臨時職員による着服事件等であります。

このように内容が異なる事件、事故が多発しておるわけでありまして。広域議会としても、先般、別府議長名で柳田連合長に対策を申し入れたわけでありまして。また、先ほどの連合長招集あいさつでも今後の再発防止に向け、決意を伺ったところでありますが、再発防止を図る上からも単にモラルの向上だけではなく、真の原因を突き詰め、しっかりとした対策を図る必要があります。

先ほど述べた4件の事件、事故につき、1として、原因調査、検証の進捗状況について。

2として、対応策の立案状況について。

3点目として、対応の実施状況について。

4点目として、不祥事故防止に当たり今後の課題について。

以上の4点の観点から佐久広域連合としての状況、方針について伺います。

この場では以上であります。

○議長（別府福雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

事務局長、笠原君。

〔事務局長 笠原昭夫君登壇〕

○事務局長（笠原昭夫君） 三浦正久議員からの御質問の野生鳥獣被害対策について、お答えを申し上げます。

初めに、佐久広域連合では、平成22年度に策定いたしました広域計画の中で、広域的課題の調査・研究に関することとして、新たに野生鳥獣被害対策に関することを盛り込んだところでございます。これは、平成20年に開催されたボイス81佐久地域会議において、佐久地域の野生鳥獣による被害が拡大する中、広域的課題として取り上げられたことを契機に佐久広域連合の中に組織市町村野生鳥獣被害対策担当部署との情報交換や広域的な被害対策について、協議をする場として担当課長会議を設けることになりましたことから、広域的な新たな課題として位置づけをしたものでございます。

この会議には、佐久地方事務所に設置されております、佐久地区野生鳥獣被害対策チームにも参加していただき、専門的な助言等をいただいております。この調査・研究を行う場として設置いたしました野生鳥獣被害対策専門部会では、被害対策に当たって、広域的に連携した取り組みが必要とされる中、各市町村の被害状況や捕獲対策、あるいは防除対策といった内容を情報交換しながら共有化し、これまでに野生鳥獣被害対策に関する基本方針を定める中で、市町村それぞれが野生鳥獣の被害対策に当たるほか、隣接した市町村が連携し、被害防止対策が行われております。

また、昨年度には、佐久市が中心市となる中、定住自立圏構想による「野生鳥獣被害対策に関する事業」を佐久広域連合管内11市町村と東御市を含む12市町村共同で取り組むこととされておりますので、定住自立圏での事業とも連携を図る中で、役割分担をしていく必要があると考えております。

2点目の今後の対応等についてでございますが、広域連合では、先ほども申しあげましたとおり、野生鳥獣被害対策に関する調査・研究を行うこととなっております。今後、広域的に加工処理施設や最終処理施設等の整備を行う場合、国の補助制度はございますけれども、現時点では、広域連合が事業主体として補助対象となっていないことから、佐久広域連合の組織市町村の被害状況等を検証し、県の野生鳥獣被害対策チーム及び組織市町村と連携を図り、引き続き、有効な対策や方法等

を専門部会の中で調査・研究し、対応してまいりたいと考えております。

次に、御答弁をさせていただきます前に、今回の不祥事に関しまして、職員一同、信頼回復に向けて取り組んでまいる所存でございます。よろしく願いをいたします。

それでは、2の不祥事多発に対する対応についての社会福祉施設職員による差別発言事件から順次お答えをいたします。

初めに原因でございますが、差別発言をしました職員からの聞き取りから、若いころの出来事などがしこりとして残っており、言うことを聞いてくれない利用者の方に対するいら立ちから差別発言をしてしまったとのことでございます。しかしながら、背景として広域連合では、さまざまな職員研修を行っているわけですが、職員に対する人権同和教育を行っていなかったことが問題として挙げられております。

対応策についてでございますが、発生後、関係する機関である部落解放同盟佐久地区協議会、佐久市市民健康部人権同和課、佐久市教育委員会、長野県佐久地方事務所地域政策課、長野県東信教育事務所、長野地方法務局佐久支局へ事実報告を行いました。事実確認報告をする中で、先ほども申し上げましたが、差別発言をした職員の同和问题に対する理解の欠如はもちろんでございますが、広域連合として、職員に対する人権同和教育を行ってこなかったという大きな問題が明らかになりました。

対応策の実施でございますが、まず昨年秋に開催されました佐久市の人権同和教育講座に差別発言をした職員及び当社会福祉施設の職員、並びに事務局職員が参加し、研修をいたしました。また、12月に広域連合全職員に対する人権同和教育研修を外部から講師をお願いいたしまして、2日間、計4回に分けて実施をし、臨時職員も含めまして、延べ413名が受講いたしました。当日、急病等により受講できなかった職員も10人ほどおりましたが、1月に佐久市において実施されました職員向けの人権同和教育研修会に参加させていただきました。

さらに、全社会福祉施設におきましては、毎月定期的に日を設定して、職員に対する人権同和教育を実施しているところでございます。

また、差別発言をした職員に対する処分でございますが、本人から降格願が提出されまして、平成24年3月1日付で係長職から主査職へ降格をしております。

再発防止に向けた取り組みにつきましては、広域連合幹部職員による会議を数回持ちまして、佐久広域連合社会福祉施設職員人権同和対策指針、佐久広域連合社会福祉施設人権同和研修計画、佐久広域連合職員人権同和教育基本計画実施計画を策定しまして、本年度から人権同和教育研修を新たに実施しております。

今後の課題につきましては、人権感覚を高め、資質向上を図るため、人権同和教育研修を実践する中で、職員一人一人が正しい知識を身につけていくよう努めてまいります。

次に、誤嚥事故につきましてお答えをいたします。

初めに、事故に至りました経過でございますが、入所された時点での面接調査結果の食事状況につきましては、かゆ食でありまして、パン、めんはうまくそしゃくできないため、禁止されておりましたが、入所後の栄養ケア計画では御本人からかゆだけではなく、ほかの物も食べたいという要望があったため、かゆみじん食のほかに、めん類等を提供する日は本人に確認し、スプーンに乗る大きさにカットしためん類、変わり御飯である五目御飯等も食事の見守りを行う中で提供していくように計画をいたしました。

計画では、もちを提供しないことになっていましたが、1月初旬、お雑煮の日に小切れもち2切れを提供し、完全に食べ終わるまで見守りを行い、御本人に大変喜んでいただきました。事故発生の当日につきましては、鏡開きの日でございまして、もちは提供しないことになっていましたが、お雑煮を提供した日にもちを食べられることから、職員が「おもち食べたいですか」と尋ねたところ、御本人が食べたいとの返答がありましたので、お汁粉の小切れにしたもちを1枚、提供いたしまして、飲み込みを確認し、続けて、もう1枚、食べ終わるのを見守った後、他の利用者の食事の見守りに行き、戻ったところ異変に気がつきました。直ちに救急処置を行い、救急搬送をいたしました。翌日御逝去されました。

原因でございますが、先ほど申し上げましたが、もちの提供は当然禁止となっておりますが、安易に提供してしまったことによります。また、栄養ケア計画では、食事中の見守りを行うことになっていたにもかかわらず、完全に飲み込むまで見守りを行わないで他の利用者を見守りに行ってしまったこともございます。

対応策についてでございますが、1月23日、社会福祉施設長会議において、すべての利用者に対しまして食事において、もちの提供はしないことを決定いたしました。また、1月30日の広域連合栄養士会議においても同様に徹底することを確認したところでございます。また、事故発生の翌日、広域連合長から事務局、施設の管理職に対して、緊張感を持ち、責任を持って仕事に取り組むよう訓示がされました。

対応策の実施でございますが、職員には緊張感を持ち、利用者の方の食事対応は体の状況等により一人一人定められております。ケア会議を遵守した対応をしていくように徹底をしたところでございます。

また、関係する職員に対する処分でございますが、来月でございますけれども、7月11日に佐久広域連合職員等懲戒処分等審査委員会を開催して、審査していただくことになっております。

次に、再発防止及び今後の取り組みにつきましては、職員は緊張感を持ち、マニュアルに基づき、責任を持って利用者の方の介護に取り組んでいくように努めてまいります。

なお、御遺族の皆様には御理解をいただく中で、和解することに応じていただきまして、3月定例会におきまして、誤嚥事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、議決をいただきまして、和解をさせていただいたところでございます。

お亡くなりになりました方に対しまして、衷心よりおわびを申し上げ、今後このような事故を二度と起こさぬよう、利用者の皆様の介護に努めるとともに、利用者の皆様方からの信頼回復に取り組んでまいります。

次に、佐久広域連合救護施設において起きました、入所者の預金着服事件につきまして、お答えをいたします。

初めに、事件に至りました経過でございますが、昨年12月20日、入所者の成年後見人であります司法書士の方から、入所者の通帳からの出金状況について照会がありました。確認したところ、出金伝票が見当たらなかったことから、他の入所者の通帳も確認したところ、同様に伝票のないまま預金が引き落とされていることが判明いたしまして、生活指導員である臨時職員に事情聴取をしたところ、着服の事実を認めたところであります。

原因でございますが、預金通帳は寮長が管理をしており、また、印鑑については生活指導員が管理をしておりましたが、宿直で夜間一人になったとき、預金の支出伝票に押印しておいて、他の入所者預金を引きおろすときに、紛らせて預金を引き落として着服を重ねておりました。通帳は寮長が管理していたにもかかわらず、管理方法がずさんであったため、着服事件を起こしてしまいました。なお、着服した金銭は、パチンコなどの遊興費に使用したと本人は言っております。

着服に対する対応でございますが、弁護士、警察に相談する中で、まず着服した金銭の回収に努めた結果、1月11日に全額が返金されました。それに基づきまして、被害に遭われました入所者の身元引受人の方への謝罪文を送付するとともに、返金の手続きをとらせていただきました。

また、社会福祉施設第三者委員の皆様、監査委員の皆様へ経過報告書の御送付をさせていただき、1月18日には、急遽、広域連合議会全員協議会を開催させていただき、御報告をさせていただきました。

なお、1月20日には、広域連合長により、報道機関に対する記者会見を開催し、記者会見終了後、講堂において、係長以上の職員に対する広域連合長訓示がされたところでございます。

社会的弱者であります入所者の方の預金を着服したことはあってはならないことであり、職員一同、深く反省をしているところでございます。

関係職員に対する処分でございますが、広域連合職員等懲戒処分審査委員会を開催して、審査をしていただきました。その審査報告に基づきまして、着服事件を起こしました臨時職員は懲戒免職、管理監督者責任者である寮長は減給10分の1、2カ月、事務局長は訓告の処分といたしました。

対応策の実施でございますが、臨時職員には金銭出納に関する事務は一切やらせないこと、また、通帳につきましては、今までどおり寮長が管理をいたしますが、印鑑につきましては、職員個人では管理をさせないようにして、かぎのかかるところで庶務係職員が保管することにいたしました。また、預金の出金につきましては、すべての伝票を整えまして、寮長、他の職員の立ち会いの上で、押印することに改めたところでございます。

他の広域連合社会福祉施設におきましては、入所されている方の通帳からの出金事務につきまして、施設内において再度確認を行いました。また、会計管理者による現地調査をすべての施設において実施してございます。

次に、再発防止及び今後の取り組みにつきましては、先ほど申し上げました、金銭出納事務を適正に行ってまいります。たび重なる不祥事に対して、職員教育の充実と意識改革を推進し、福祉、介護サービスの質の向上を図ることを目的として、外部の有識者の皆様の御協力をいただき、御意見をいただくため、社会福祉施設に係る福祉サービス向上懇話会の設置に向け、準備を進めております。職員一人一人が地方公務員としての自覚を認識して、職務遂行に努めることによりまして、信頼回復に努めてまいり所存でございます。

○議長（別府福雄君） 続いて、消防長、工藤君。

〔消防長 工藤博隆君登壇〕

○消防長（工藤博隆君） それでは、私からは、不祥事多発に対する対応についての中で、消防職員の窃盗事件に関する不祥事について、お答えをさせていただきます。

この件につきましては、既に御承知のとおり、長野地方裁判所佐久支部において、5回の公判を経て、平成23年10月27日に懲役2年10カ月の実刑判決が言い渡されております。

御質問の原因調査、検証につきましては、判決理由の中で、九つの事案について述べられておりますが、例えば、北部消防署看板の窃取については、被告人は、消防署退職の記念としたいという動機に基づいて犯行に及んだと述べられており、また、精神的に不安定な面があり、これが本件各犯行の一因となっていると見る余地もあると述べられております。

次に、対応策の立案状況についてであります。本人は、刑事事件として実刑が確定し、現在服役中の身であります。なお、給与につきましては、逮捕後支給せず、退職手当についても退職時点では刑が確定していないため、支払い差しどめとし、判決が確定したことによって、全額支給しませんでした。

今回の不祥事は、公務員として許されない刑事事件であります。消防職員は住民の生命・財産を災害から守るといふ崇高な理念と使命を持つものであり、住民の信頼関係を損なうことがあってはなりません。このような不祥事件を二度と起こさないよう、綱紀の粛正について、職員に周知徹底を図っているところでございます。

次に、対応の実施状況でございますが、事件発覚後、事務局長、消防長の連名で職員の綱紀粛正について、及び消防長名で消防職員の綱紀粛正について、それぞれ通達を行いました。そして、署長会議などを機会あるごとに不祥事の防止について、周知徹底を図っているところでございます。

次に、不祥事防止に当たり、今後の課題についてでございますが、このような不祥事の再発防止の基本は職員一人一人の公務員としての意識の持ち方と資質の問題であると思っております。それぞれの職員が常に全体の奉仕者であることを深く自覚し、その職務が圏域住民の生命・身体・財産を保護

し、公共の秩序を維持することになるというサービスの基本を忘れることなく、職務に当たらなければなりません。今後も職員管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（別府福雄君） 7番、三浦君、再質問はよろしいですか。

7番、三浦君。

○7番（三浦正久君） ただいま答弁をいただきました。まず有害鳥獣対策についてであります、先ほどの答弁で一带被害調査、各市町村の被害調査、それからどういう対応策を調べたというような報告がありまして、それに基づいて基本方針を定めたということですが、1点として、この基本方針は、既に議会に提出されているかどうか伺いたい。

それから、もう1点が、専門部会、これは地方事務所にあるということのようではありますが、この専門部会はこの1年で何回開かれたのか、その2点について伺います。

○議長（別府福雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

笠原事務局長。

○事務局長（笠原昭夫君） 御質問のお答えをいたします。

まず1点目でございますけれども、基本方針につきましては、議会には説明してございません。それから先ほど野生鳥獣対策専門部会という言い方をいたしました。これは佐久広域連合における野生鳥獣の対策専門部会でございます。その中には、二つございまして、一つは各関係市町村、地方事務所もありますけれども、その中に関係市町村の課長によるその専門部会が一つ、それからもう一つは、ワーキンググループといいまして、それは実践的にその有害鳥獣にかかわっている係長によるワーキンググループですから、二つ専門部会があり、一方が課長方の部会、そしてワーキンググループは係長方による部会ということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（別府福雄君） 7番、三浦君。

○7番（三浦正久君） この専門部会、課長グループと係長グループのワーキンググループがあるということですが、これは大体年間どのくらい開かれているかということと、あと先ほど基本方針については、議会には報告していないという答弁でありましたけれども、これはぜひ議会にも報告をいただきたいと思っておりますけれども、その点2点について伺います。

○議長（別府福雄君） 笠原事務局長。

○事務局長（笠原昭夫君） 2点の御質問でございます。まず1点でございますけれども、会議につきましては、基本的に1回で予定をしております。年1回でございます。平成24年度でいきますと、23年度の有害鳥獣の駆除等の対策を含めて実績等が県が取りまとめるのが6月いっぱいぐらいだと聞いていますので、そうなりますと、専門部会の開催等につきましては、7月以降に開催予定でございます。

それから、基本方針につきましては、平成21年10月に策定してございますけれども、早急

に理事さん方のほうにはその資料等について、お出しをいただいて、それぞれ御理解を賜りたいと、そういう予定であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（別府福雄君） 7番、三浦君、再質問はよろしいですか。

7番、三浦君。

○7番（三浦正久君） 基本計画、方針については議会に報告していただくということではありますが、それで、補助が直接広域連合ではないという今のお話と含めて、定住自立圏構想の中で、確かに東御市も含めた佐久市が中核都市としての定住自立圏構想の中に、この鳥獣被害対策というのは盛り込まれておるわけでありまして、実際にはあくまでもそれは広域ということではなくて、契約的には佐久市と各市町村との契約になるわけでありまして、そういう意味ではかなり定住自立圏構想と広域を結びつけて事業化していくということも、非常にかなり連携をとって図っていかねばいけないということになりますけれども、方向として具体的にどういう方向で定住自立圏構想の鳥獣被害対策と広域連合でやっていく被害対策、どう結びつけていくのか、それから、当然定住自立圏構想については、予算等も確保できるわけでありまして、これをどういう形で結びつけていくのか。つまり対策の方針と財源をどこに求めていくのかということが重要になってくるというふうに思いますけれども、その点についてはどのようにお考えか、お伺いします。

○議長（別府福雄君） 笠原事務局長。

○事務局長（笠原昭夫君） 御案内のとおり、有害鳥獣対策につきましては、いろいろな要因がございます。議員御存じのとおり、駆除・防除、それから環境整備等々があるわけがございます。いずれにしても、広域連合ができる範疇というのは限られております。そうした中で、地方事務所主体的になっている対策チーム、それから今、議員の御指摘の定住自立圏等々の問題もございまして、私ども広域連合としては、7月の中でそれぞれ関係職員の皆さん方にお集まりをいただくと、そういう計画を立てております。

その中で、情報交換を共有化するというのが極めて重要でございますので、改めてその会議の席上、今の議員の御指摘も含めて、細かく調整をさせていただくつもりであります。しかしながら、それぞれの予算関係等もございまして、それからまた、各市町村によってそれぞれ有害鳥獣対策には温度差がございます。そういう中で、そんなような調整もしていくことも必要でございます。その中で、今後、有害鳥獣対策が実践的に有効的に活用ができるように、それぞれ先ほどの自立圏の佐久市の中心都市との整合性等も十分とりながら、進めてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにしても、それぞれ連携というものは極めて重要でございますので、一層の努力を図っていくつもりであります。

○議長（別府福雄君） 7番、三浦君。

○7番（三浦正久君） 先ほどのワーキンググループも年に1回ということでは本当に対応できるのか、



まずは疑問を呈させていただきます。

それから、先ほど答弁の中で、この平成20年のボイス81の佐久地域会議の中で、広域連合長、当時の三浦広域連合長であります。この対応について、佐久圏域では佐久圏域野生鳥獣対策計画、そしてまた、有害鳥獣捕獲個体活動計画の策定、また、計画に基づく事業の実施に当たりましてということで、県からの財政支援を含めた総合的な支援をお願いしたいというような形で述べて、お願いしております。それに伴って、各広域の市町村長、組合長がいろいろ県にお願いしているというような状況になっております。

今、答弁を伺っていても、なかなか前に進んでいかないなど、非常に被害はこのまま拡大していくということで、ぜひとも具体的に一步、広域連合として前に踏み出していきたいと思いますが、広域連合長であります柳田連合長の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（別府福雄君） 柳田君。

○連合長（柳田清二君） 三浦議員さんのお話の鳥獣被害、これは佐久地域だけではなくて、全国的な大きな話題にもなっているかと思っております。また、その際に、広域での連携というものが必要でありますし、よく野生鳥獣に県境はないので、県境、両県またがった連携をしなくては行けないと、そういったお話もあります。

一方で、この広域連合である意味での留意しなければいけない点の一つには、二重行政ということがあろうかと思っております。それぞれの市町村の業務において、全く同じことを広域連合においても行うということは、これは二重行政のそしりを受けるということにもなるやもしれない。しかしながら、広域での連携も必要と、この二つの課題に対応していくことだと思います。

先ほど事務局長が申し上げましたとおり、連携をとりながら、この鳥獣被害に関しては、いろいろな手だて、方法があり、市町村によって対応にも若干のばらつきもある。しかしながら、それはばらつきがあることがいけないということではなしに、報告、連絡等、密にしながらやっていく。そういった中で、先ほど事務局長から申し上げた担当課長会議等を通じて、連携をとりながら、三浦議員さんの御指摘も踏まえて、対応していきたいと。二重行政にはならない、しかしながら、広域として必要な措置を探りながら、対応してまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導をいただきたいと思っております。

○議長（別府福雄君） 7番、三浦君。

○7番（三浦正久君） ぜひ前向きな形で対応をお願いしたいと思います。確かに広域で取り組むというのは、私調べましたが、なかなかやっているところが少ないのも事実です。調べてみたところ、関西広域連合、ここは2府5県ということで、かなり広い範囲でカワウの管理の対策をとっているというようなケースがありました。県内でもなかなか広域でやっているところは少ないというのがあって、むしろ県でやれというようなことも多いようでありまして、いずれにしても、鳥獣については市町村境はありませんので、ぜひとも対応を今後しっかりとっていただきたいと思

います。

次の質問の中で、不祥事の関係で4点、私のほうで質問させていただきました。例えば、消防職員の窃盗事件であります、先ほど綱紀肅正ということで、説明もあったわけでありましたが、理由の中に、気持ちの不安定さがあると。事件が発覚して問題になったのは2011年1月、昨年1月だったんですが、私もこれちょっとネットで調べさせていただいたら、いろんな物を盗んでいます。佐藤春夫の碑から、福沢諭吉の書から、しかも実際にやっているのが前年のもう10月ぐらいからやっているということで、不安定だといえ、もっとそういうところで単に綱紀肅正というだけではなくて、メンタルヘルスも含めて、しっかり対応していく必要があるんじゃないかと考えておるんですけれども、その点について消防長、どうお考えですか。

○議長（別府福雄君） 消防長、工藤君。

○消防長（工藤博隆君） ただいま三浦議員からの御質問の中で、約4カ月の間に9件の事件を起こしているということでございます。発覚したのが翌年の1月18日ということでございまして、それ以前にも7件、これは仏像とか遺骨とか、今の額とかというようなことがございまして、こちらについても今、三浦議員のほうから御指摘がございましたように、やはりメンタルヘルス、以前からもう少しそういったことで見てなければいけなかったのではないかとということがございますが、今後につきまして、こちらのほうの対応を進めていかなくてはいけないということでございまして、非常に重く受けとめまして、今後このようなことがないように対応したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（別府福雄君） 7番、三浦君。

○7番（三浦正久君） 二つ目が、介護施設における人権差別事件ということで答弁をいただいたわけでありまして、その後で、私もちょっと小耳に挟んだ話ですが、今回、事件を告発した本人、なかなか居づらくてやめたという話も聞いておるわけでありまして、この点についてはどのように把握され、対応されているか、お伺いします。

○議長（別府福雄君） 笠原事務局長。

○事務局長（笠原昭夫君） ただいまの御質問でございますが、今回この事案が発覚いたしましたのは、そのそばにおられました介護職員、臨職の方でございましたけれども、その方からの指摘があったわけでございます。この方につきましては、施設としては引き続き雇用を、いわゆる勤めていただきたいということで引きとめをいたしましたけれども、本人の強い希望でその職場を去ったという状況でございました。それぞれ確認集会の中でも御指摘をいただきましたけれども、その発言をした者から、いわゆるおやめになった方への手厚い、そういうきちとした説明をしようという、そういう確認集会での指摘もございました。私どもの組織といたしましても、おやめになった方については、十分なおおびをさせていただいたわけでございますけれども、重ね重ねこういう事案が発生したことに対して、職場を去られたということに対しては極めて遺憾であると組織としても考

えておるところでございます。

○議長（別府福雄君） 7番、三浦君。

○7番（三浦正久君） 結局告発した人が不利をこうむるということが起きてくると、今後何か事件が起きて、事故が起きて、内々で処理するという悪循環になる可能性もあるということをも十分認識していただいて対応を図っていきたいということをお願いしておきたいと思います。

3番目の介護施設でのもちによる誤嚥事故であります。これにつきましては、非常にこの入所者によっても非常に差がありますし、入所者の契約、あるいはルール、そういったものもしっかり確認をして介護をしていくということになると思いますが、先ほどもちだけという話を、もちについて、特に注意したという話もあったんですが、それだけではなくて、いろんな施設のサービスのメニューがある中でやっているわけでありまして。

他の施設中でも浴槽で事故が起きたわけでありまして。やはりそれも2人介護でして、1人が用事ができて、そちらに行ったということ。それから先ほどのもちの誤嚥事故も、やはり同じようにその場を離れたというような、そういう基本的なところも課題があると思います。

そういう意味では、1点お伺いしたいのは、各広域の施設について、もちはこのように注意しろという指示はされたということでありまして、ほかにもどのような指示徹底を図ったのか、それから、そういう人がついていなくてはいけないときにいない等、確かに人が足りないというのが大きな理由の一つでもあります。そこは今後どういう対応をされていくのか、その2点についてお伺いします。

○議長（別府福雄君） 笠原事務局長。

○事務局長（笠原昭夫君） ただいまの御質問でございます。御案内のとおり、老人ホームにつきましては、体の弱い、いわゆる弱者の皆さん方をお預かりをしているわけでございます。当然事故があってはならない、まさに安全・安心を追及していかなければならない、そういうサービスを提供していかなくちゃならないというふうに理解をしています。

そういう中で、先ほどの誤嚥事故についての、例えば、食事につきましても従来もやっておったわけでございますけれども、食事のケア会議、あるいは新たに入所された方への面接ですとか等々につきましては、関係者が集まって、それぞれ細かく今後もやっていくつもりであるということ、それは確認をさせていただきます。

それから、施設長の会議も月に1回は間違いなく実施をしています。その中で、お互い施設での情報交換、あるいはその問題意識を構築をする中で、きちんとしたその対応策をとるようというところで、そういう施設長会議の中でもそういう問題意識の高揚に向けての打ち合わせ会議等をしているところでございます。

いずれにしても、こういった事故をなくすには、各施設の介護士、看護職、それぞれプロパー職員がきちんとした対応をすることが極めて第一義だというふうに考えております。そういった

中で、従来の打ち合わせ会議はもちろんでございますけれども、今後のそれぞれのサービス向上検討委員会等の御提言等を踏まえながら、一層のその充実を図れるような、そういう体制整備を図っていくことが重要なというふうにご考えておるところでございます。

○議長（別府福雄君） 局長、人不足の2点目はその答弁でよろしいんですか。人不足についてはどうかという質問が、2点目あったんですけれども。

○事務局長（笠原昭夫君） 人手不足、介護人がいないからこういう事故があったのではないかと、そういう御指摘でございます。確かに佐久広域連合につきましては、介護職員の雇用がなかなか進まないという状況でございます。御案内のとおり、施設につきましては、正職員が半分、それから臨職が半分という状況でございます。当然その中では雇用体系も違いますので、勤める皆さん方の中にはやはり若干臨職の方と正職員では、温度差があるというのも事実でございます。

そういった中で、今後のその施設のあり方にもこれから言及をしないでならないわけでございますけれども、欠員が生じれば、正職員とはいきませんけれども、臨職で可能な限り補充をして、その施設の入所のサービスができるように、今努力をしているところでございますけれども、現実としては、介護職員が少ないというのは現実でございます。

○議長（別府福雄君） 7番、三浦君。

○7番（三浦正久君） 今、職員が不足ということがありました。確かに介護職員がどこも不足している部分はあるという話は聞いておりますが、結局それが原因ということで、事故がこれからたび重なって起きては、これは元も子もないということで、そういったときにはどういうふうに対応するんだというマニュアルもしっかり対応する中で、事故が起きないように対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、着服事件であります。この懇話会の設置というお話もあったわけですが、それはどのような組織で、どのようなメンバーを予定しているのか、お伺いいたします。

○議長（別府福雄君） 笠原事務局長。

○事務局長（笠原昭夫君） お答えを申し上げます。

あくまでもまだ素案の状態でございます。この素案については、連合長のほうにも細かなすり合わせもまだしてない状況でございますけれども、私どもが現在考えているのは、先ほど申し上げましたけれども、まさに安全・安心、事故等がない快適なその施設サービス等が提供できるような、そんな考え方の中で、現在、佐久広域連合の事務局と社会福祉施設職員に係る福祉サービス向上懇話会の設置を早目に立ち上げたいということで、これは当然議会の皆さん方にもまたお示しをして、それぞれ御相談を申し上げるわけでございます。

その中ではそれぞれ目的、そしてその懇話会で行う事務の中身、加えまして、その組織についてもうたい込んでございます。私どもが現在考えている組織につきましては、施設の中身を十分熟知している方、これは想定をされるのは、佐久広域連合の第三者委員の方、約4名ほどおられますが、

そういう方、それから民間福祉施設の関係者、公的な部分、それから民間の部分がありますので、民間でそれぞれ事業をやっている方についてもお入りいただくのがいいのかなというふうに考えているところでございます。

それから、それぞれ他産業団体で従業員の育成関係をやっている、そういうこともいいのかなと、そういう案も出ております。それは例えば、ある施設で先進的に職員教育、社員教育をしている、そういう県内の事業所がございまして、その指導をされている職員の方もいいのではないかなというところでございます。また、加えて、識見を有する方、そして連合長等の御意向もございまして、またそれ以外に新たに組織として加える方がおられれば、その中で加えていきたいということで、おおむね10名以内ぐらいで組織をしたらどうかなというふうに考えています。

いずれにしても、懇話会の中で忌憚のない御意見を出していただいて、広域連合の社会福祉施設の一層の福利厚生に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（別府福雄君） 7番、三浦君。

○7番（三浦正久君） 懇話会の設置ということで概要をお聞きしたので、早いところ、早目につくって、こういった介護施設のサービスの向上、安全に向けてぜひ対応を図っていただきたいということでお願いをします。今、笠原局長の答弁を聞いておりまして、かなり就任して4カ月、4月からということで短い期間でありましたけれども、しっかり対応を、手を打っておられる、よく知っているなということで少し安心しましたけれども、ぜひ一步一步進めていっていただきたいというふうに思います。

最後に、連合長に、先ほど決意も述べていただいたわけですが、今後こういった不祥事について、どのように連合長として対応を図っていくのか、最後にお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（別府福雄君） 柳田君。

○連合長（柳田清二君） 非常にたび重なった不祥事でありますので、市民の皆さんに大変申しわけないというふうな思いも率直なところ持っておるところでございます。その中で、不祥事の中身を見る中において、一つの対応で足りるものではなくて、それぞれの側面があるのかなというふうに思います。消防職員、窃盗というものに関しての広域連合とすれば、最大限の厳しい措置をとった形ではあったかと思いますが、結果的には議員さんの御指摘であった、そのメンタルケアという面も含めて、在職職員の、かなりハードな職務内容でありますので、そういったものへの配慮も必要なのかなと思っている面もございまして。

また、その人権意識の低下というものに関しての、これはそれぞれ各般にわたっての調査、あるいはまた確認集会においても指摘をされた人権意識というものへの組織としての、あるいはまた事業所としての広域連合というものへのアプローチというのが、非常に弱かった面があるなど。そういう意味では、悔い改める、非常に反省深き事件だというふうにも思っております。

また、幾つかの介護施設における不祥事、あるいはまた事故に関しましては、これは答弁でも申し上げましたけれども、サービス向上委員会というか、サービス向上をしていくためのトレーニングということもしていく中において、ヒューマンサービスというのですか、いった部分での努力を重ねていきたいというふうに思っております。非常にたび重なったものが、これはある意味でいうと、精神的な油断といったものが一気に噴出したことであろうかというふうに思っております。その中で、その処分に追われることだけにとどまらずに、原因究明というものもしっかりとらえる中で、次なる対応をとっていきたい。今、申し上げたメニューを遂行しながらも、加えての措置が必要なものも検討しながら、対応していきたいというふうに思っております。

御指摘、十分に踏まえて対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（別府福雄君） 7番、三浦君。

○7番（三浦正久君） 不祥事については、今、連合長のほうから言われたように一つの原因、一つの対策ということではなくて、総合的な対応を図っていく必要があるということだと思います。簡単に言うと、仕組みと人ということになろうかと思っておりますけれども、しっかり二度とこういった問題、繰り返していかないという決意のもとに対応をしていただきたいということで、改めてお願いをし、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（別府福雄君） 三浦君の質問は、以上で終結いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたしました。

---

### ◎日程第8 議案の質疑

○議長（別府福雄君） 日程第8 これより議案の質疑を行います。

初めに、議案第20号 専決処分の報告についての質疑を行います。

順次発言を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第20号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第20号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、ここで採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号 専決処分の報告については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第21号 佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第21号の質疑を終結いたします。

次に、議案第22号 水槽付消防ポンプ自動車の購入についての質疑を行います。

順次発言を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第22号の質疑を終結いたします。

次に、議案第23号 普通消防ポンプ自動車の購入についての質疑を行います。

順次発言を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第23号の質疑を終結いたします。

次に、議案第24号 林野火災工作車の購入についての質疑を行います。

順次発言を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第24号の質疑を終結いたします。

次に、議案第25号 平成24年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第25号の質疑を終結いたします。

これをもって、議案質疑は終結いたしました。

---

#### ◎日程第9 議案の委員会付託

○議長（別府福雄君） 日程第9 議案の委員会付託を行います。

付託委員会につきましては、議会運営委員会で御協議願っておりますので、議案付託表のとおり付託したいと思いますのですが、これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに決しました。

---

○議長（別府福雄君） ここで、委員会審査のため休憩といたします。再開は、委員会審査終了次第といたします。

なお、あらかじめ本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、延長をいたします。

それでは、ただいまより休憩といたします。

(午後 3時45分)

---

○議長（別府福雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時38分)

---

#### ◎日程第10 付託議案の委員長報告、質疑・討論・採決

○議長（別府福雄君） 日程第10 付託議案の委員長報告を行います。

初めに、総務委員会に付託した議案について、総務委員長から報告願います。



総務委員会委員長 有坂君。

[総務委員長 有坂 章君登壇]

○総務委員長（有坂 章君） 総務委員長報告を申し上げます。

本定例会において当委員会に付託になりました案件について、審査の結果を御報告申し上げます。

議案第21号 佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定であります。当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第22号 水槽付消防ポンプ自動車の購入についてであります。当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第23号 普通消防ポンプ自動車の購入についてであります。当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第24号 林野火災工作車の購入についてであります。当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第25号 平成24年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）について中、歳入全部、歳出の2款総務費であります。当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（別府福雄君） 次に、議案第21号から議案第25号まで5件を、一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（別府福雄君） これをもって、質疑を終結いたします。

[総務委員長 有坂 章君降壇]

なお、議案第25号につきましては、社会文教委員長報告終了後、討論、採決をいたしますので、御承知をお願いします。

これより議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号について、討論に入ります。討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（別府福雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案21号 佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 水槽付消防ポンプ自動車の購入についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 普通消防ポンプ自動車の購入についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 林野火災工作車の購入についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、社会文教委員会に付託した議案について、社会文教委員長から報告願います。

社会文教委員会委員長 柳澤君。

〔社会文教委員長 柳澤重也君登壇〕

○社会文教委員長（柳澤重也君） それでは、社会文教委員長報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託になりました案件の審査の結果を御報告申し上げます。

議案第25号 平成24年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）について中、歳出款3民生費についてでございましたが、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（別府福雄君） 議案第25号を議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） これをもって、質疑を終結いたします。

[社会文教委員長 柳澤重也君降壇]

これより議案第25号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（別府福雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第25号 平成24年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

各常任委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、各常任委員長報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、各常任委員長報告のとおり、可決定されました。

次に、各常任委員長、議会運営委員長からそれぞれ閉会中の継続審査並びに調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査並びに調査に付することに決しました。

---

#### ◎日程11 閉会宣告

○議長（別府福雄君） 以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成24年佐久広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

(午後 4時46分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

佐久広域連合

議 会 議 長      別 府 福 雄

署 名 議 員      佐 藤 二三雄

署 名 議 員      大 村 公之助